

議案第 6 1 号

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部改正について

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
次のように改正する。

令和 7 年 8 月 2 6 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一
部を改正する条例

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2
7 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項を削る。

別表第 2 の 1 の項右欄中「生活保護法」の次に「（昭和 2 5 年法律第
1 4 4 号）」を加え、同表の 5 の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。